譲受人

学校法人早稲田大学　理事長　殿

**権　利　譲　渡　証　書〔職務発明・非職務発明兼用〕**

（発明・考案・創作・育成・案出）

　下記譲渡人は、下記の発明等に関して、日本および諸外国で特許権・実用新案権・意匠権・回路配置利用権・育成者権その他の知的財産権の登録を受ける権利およびそれにより取得される一切の知的財産権並びに著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)およびノウハウ等に関する権利を学校法人早稲田大学に譲渡しその権利が早稲田大学職務発明規程に基づき取り扱われることに同意します。

　また、下記の発明等が著作物の創作に該当する場合は、著作者人格権を同大学および同大学が指定する第三者に行使いたしません。

|  |
| --- |
| 譲渡する発明・考案・創作・育成・案出 |
| 管理No.：  | 名称： |
| 決定通知No.: リサーチイノベ 号 | 大学決定日：　 年 月 日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 発明者氏名 | 持分割合（％） | No. | 発明者氏名 | 持分割合（％） |
| 代表 |  |  | 3 |  |  |
| 1 |  |  | 4 |  |  |
| 2 |  |  | 5 |  |  |

**【譲渡人】**

|  |  |
| --- | --- |
| **代表発明者**  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| **No.1**  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| **No.2**  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| **No.3**  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| **No.4**  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| **No.5**  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

**※裏面以降も必ず記載ください。**

**代表発明者**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 記入日 | 年 　　月 　　日 |
| 氏名 |  | 所属·資格 |  |
| ローマ字表記 |  | E-mail |  |
| 現住所 | 〒 |  |
| 英文現住所 |  |
| 対価の取り扱い※1 | １．個人所得　２．研究費として交付　３．配分を辞退　(番号を１つ○で囲んでください)（交付先名称等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**発明者**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 記入日 | 年 　　月 　　日 |
| 氏名 |  | 所属·資格 |  |
| ローマ字表記 |  | E-mail |  |
| 現住所 | 〒 |  |
| 英文現住所 |  |
| 対価の取り扱い※1 | １．個人所得　２．研究費として交付　３．配分を辞退　(番号を１つ○で囲んでください)（交付先名称等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 離籍後連絡先※2 | 〒 |  |
|  | 電話番号 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 記入日 | 年 　　月 　　日 |
| 氏名 |  | 所属·資格 |  |
| ローマ字表記 |  | E-mail |  |
| 現住所 | 〒 |  |
| 英文現住所 |  |
| 対価の取り扱い※1 | １．個人所得　２．研究費として交付　３．配分を辞退　(番号を１つ○で囲んでください)（交付先名称等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 離籍後連絡先※2 | 〒 |  |
|  | 電話番号 |  |

この譲渡証書は受け取った日から１４日以内にご提出ください。 ご提出いただけない場合は、出願申請ができなくなる可能性がございますので、十分にご注意ください。

※1 大学が技術移転により対価を得た場合は、職務発明規程に従い発明者に配分します。ただし、３．配分を辞退 を選択した場合は、その発明者が受けるべき対価を配分しません。１．個人所得とする場合は、登録口座の識別のために、「生年月日」、２．研究費として交付する場合は、「交付先の名称」を記載ください。また、退職・離籍などにより対価の取扱の変更を希望する場合は、所定の様式にて変更する前年度1月までに下記までご連絡ください。

※2 学生の発明者については、保護者等、離籍後に連絡可能な住所をご記入ください。

**＜早稲田大学職務発明規程に基づく知的財産権の取扱について＞**

1. 大学は、知的財産を早期に社会に還元し、イノベーションを創出することを目的として、知的財産権のライセンスや権利譲渡、共同出願、共同研究創出等の技術移転活動を行います。
2. 知的財産権の使用、収益、処分を含めた発明等の取扱については、リサーチイノベーションセンターの意見を徴した上で大学が決定します。その際適宜、代表発明者を通じて意見を頂戴します。代表発明者には他の発明者の意見の取りまとめをお願いします。
3. 代表発明者の在籍中に、大学が決定を行った場合、大学は代表発明者を通じて通知します。大学の決定に不服がある場合は、異議を申し立てることができます。また、大学が権利を放棄することを決定した場合、発明者の希望により、発明者に権利を譲渡することもできます。ただし、その場合の手続費用はご負担ください。
4. 出願等の知的財産権取得等に係る手続や共同出願人への対応は、リサーチイノベーションセンター知財・研究連携支援セクション（知的財産本部）又は㈱早稲田大学ＴＬＯが行います。手続に必要な場合、発明者に協力いただきますのでご了承ください。
5. 大学が知的財産権の技術移転により対価を得た場合は、知的財産権の技術移転により大学が得た対価の金額から知的財産権に係る出願、維持管理および技術移転等に要した金額を控除した額の２分の１の配分を受ける権利を、発明者は有します。
6. ⑤における「出願、維持管理および技術移転等に要した金額」は、大学が㈱早稲田大学ＴＬＯに支払う報酬額を含まず、㈱早稲田大学ＴＬＯの利用の有無により発明者配分額が変わることはありません。
7. 大学の事前承諾なく対価の配分を受ける権利を第三者には譲渡できないものとします。
8. 権利譲渡証書に記載の配分先および住所、連絡先に変更がある場合はすみやかに通知ください。
9. 指定の配分先に配分できなくなり、新たな振込先が指定されない場合や、対価の配分を受ける権利について相続が生じ、相続人らの代表者が大学に連絡先及び配分先を指定しない場合は、対価の配分を受けられない場合があります。

以　上